

平成21年10月30日裁決

主文

社会保険庁長官が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対し、厚生年金保険の被保険者期間56月をその額算定の基礎とする老齢厚生年金を裁定した処分は、これを取り消す。再審査請求人には、その65歳到達時点では、厚生年金保険の被保険者期間〇〇月をその額算定の基礎とする同年金が裁定されるものとする。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、〇〇職員共済組合の組合員期間〇〇〇月(昭和〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間)を有し、平成〇年〇月〇日から〇〇区役所に勤務している厚生年金保険の被保険者であるところ、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条の規定による老齢厚生年金(いわゆる特別支給の老齢厚生年金。以下「特老厚生年金」という。)の裁定を請求した。

2 社会保険庁長官が、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、昭和〇年〇月〇日から同月〇日までの〇月の厚生年金保険の被保険者期間(以下「厚年期間」という。)及び平成〇年〇月〇日以降の厚年期間〇〇月の計〇〇月をその額の計算の基礎とする特老厚生年金を裁定し、上記年金を平成〇年〇月から支給するが、その全部の支給を厚年法附則第11条第1項の規定に基づき停止する旨の処分(以下「〇年処分」という。)をしたところ、請求人は、同長官がその期間を対象として脱退手当金が昭和〇年〇月〇日に支給されているとして特老厚生年金の額算定の基

礎としなかった、a社(以下「本件会社」という。)勤務に係る厚年期間〇〇月(昭和〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日までの期間。以下、この期間を「本件係争期間」という。)については、その期間を対象とした脱退手当金の裁定を請求したことはないとして、〇年処分を不服として、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

3 当審査会は、平成〇年〇月〇日付で、前記再審査請求は法定請求期間経過後になされた不適法なものであり、その不備を補正する余地もない、として、上記再審査請求を却下した。

4 平成〇年〇月〇日に請求人は65歳に到達し、前記2で裁定された同人に係る特老厚生年金の受給権は消滅し、それに代わる老齢厚生年金の受給権が発生したので、社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、同人の〇〇区役所に係る厚年期間が〇〇月となり特老厚生年金の受給権を取得後65歳到達日が属する月の前月までの〇〇区役所勤務に係る厚年期間を追加して、厚年期間〇〇月を額算定の基礎とする老齢厚生年金を支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

5 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。不服の理由は、前記2の〇年処分におけるそれと同旨である。

6 なお請求人は、平成〇年〇月〇日に〇〇区役所を退職し、同年〇月〇日に厚年資格を喪失したので、厚年法第43条第3項の規定により、平成〇年〇月から、いわゆる退職改定により、老齢厚生年金の額が改定されることになるが、社会保険庁長官は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で、上記退職改定(その額算定の基礎となる厚年期間は、〇〇月)を行った。

第3 問題点

1 本件係争期間が終了した昭和37年3月21日当時施行されていた通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和36年法律第182号。以下「関係整理法」という。)附則第9条第2項第2号によれば、上記規定の施行日(昭和36年4月1日)前から引き続き第2種被保険者(任意加入被保険者を除く女子の被保険者。以下同じ。)であり、同日から起算して5年以内に被保険者の資格を喪失した者に対しては、その者が、その際に、通算老齢年金の受給権を有しているとき、又は通算老齢年金の受給権を取得したときを除き、関係整理法による改正前の厚年法の規定による脱退手当金(以下、単に「脱退手当金」という。)を支給するものとされている。そうして、関係整理法による改正前の法第69条によれば、第2種被保険者としての被保険者期間が2年以上である者が被保険者資格を喪失し、その者が同法第42条所定の老齢年金の受給に必要な被保険者期間を満たしていない場合等には、脱退手当金が支給されるものとされていた。また、同法第71条によれば、脱退手当金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった被保険者であった期間は、被保険者でなかったものとみなされる。

2 本件の問題点は、本件係争期間につき、請求人に脱退手当金が支給された事実があるかどうかということである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

1 「(略)」

2 本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 本件のように脱退手当金の支給の有無が争われている場合は、これを支給したと主張する保険者の側で、受給者の作成した請求書や領収書によってこれを証明するのが本筋である。しかし、老齢厚生年金等の支給に関連して脱退手当金の支給の有無が問題になる

までには、当該脱退手当金の支給時期から長期間が経過しているのが一般的であって、その間に支給を直接証明する領収書等の文書や資料がすでに保存期間の経過により廃棄されていて、当該文書・資料の内容に基づき作成された脱退手当金の支給記録や、これに関連する被保険者記録のみが残されているのが通例であることは、当審査会に顕著な事実である。

保険者の側で、将来起こりうる脱退手当金の支給を巡る争いを予測して、関係文書・資料を保存するなど特別な手だてを講じるべきであったとの批判は十分に可能であるが、一方、脱退手当金の支給が行われていた時期は女性が雇用労働市場から退出した後再度雇用労働市場に参入するということが一般でない時代であり、脱退手当金の支給によって厚生年金保険制度との関わりがほぼ永久的になると考え、その後の急激な雇用労働市場の変化を予測することなく、関係文書・資料の保存等の手段を講じなかったことについて、保険者を厳しく非難することができない、という面もある。

そこで、本件のように格別の資料が残されていない場合は、保険者が法の定めに基づいて作成し管理する記録には、公簿としての事実上の推定力があるというべきであるから、当該脱退手当金の請求又は支給が被保険者本人の意思に基づいて行われたものかどうか、社会保険事務所での脱退手当金の支給関係事務が適正に行われたかどうかを疑わせる事実の提示があるとか、記録(注:当時通算年金制度が既に施行され、脱退手当金制度も前記第3の1にあるように、その存在を踏まえたものとなっていたのであるから、記録は厚生年金保険の記録のみでなく、各種共済組合の記録も含む。)の内容相互に説明不能な矛盾があるとか、格別な事情がない限りは、公簿が有する前記のような推定力は覆されないという

べきである。

(2) 脱退手当金の支給を請求する場合、その請求以前の厚生年金保険の被保険者期間すべてを対象として請求するものとされているが、本件においては、当該請求は上記要件を満たしておらず、〇年前のたとえ〇月に満たない期間であったとは言え、請求人が公務員となった直前の職歴を失念していたとも考え難い。また、脱退手当金の支給時期についても、一見して不審な点がある。

(3) 請求人が本件脱退手当金の支給手続きを採ったとされる昭和〇年〇月当時は、同人は長期雇用の代表的存在とも言える地方公務員であり、通算年金制度のもとで将来の年金給付が保証されていたのであるから、それを犠牲にして、〇〇〇〇円にも満たない脱退手当金（昭和〇年〇月当時の国家公務員（行政職俸給表（一）の高等学校卒業程度である初級の初任給は、〇万〇〇〇〇円）を選択することは、夫にも勤務先にも内緒で早急に資金調達が必要な特段の事情でもない限り、請求手続きの元では考えにくい。そうして、本件の場合、上記特段の事情があったことは、本件の全審査手続きの中からは窺えない。

(4) 以上のことからすると、請求人が申し立てるように、本件係争期間に係る、保険者が保管・管理する記録上の脱退手当金の支給は、請求人以外の者の請求等によるものとみるのが相当であり、そのような請求等がなされたことに対し、請求人にその責任があるとみるべき特段の事情もない。そうすると、請求人には、厚年期間〇〇月をその額算定の基礎とするのではなく、〇〇月をその額算定の基礎とする老齢厚生年金を支給する必要があり、これと趣旨を異にする原処分は、取り消されなければならない。そうして、保険者は、原処分と要件事実を同じくする〇年処分及び退職改定処分についても、自発

的に同様の措置を採ることが求められる。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。